

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】
(人材開発統括官関係)

1. 概要

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金等について、令和 3 年度分に係る制度の見直しや新設等を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。

I. 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の一部改正関係
(人材開発統括官関係)

1. 人材開発支援助成金
2. 東日本大震災に伴う特例措置
3. 認定訓練助成事業費補助金

- その他所要の改正を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法第 63 条第 1 項及び第 2 項

3. 施行期日等

公布日 令和 3 年 3 月下旬（予定）

施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

1. 人材開発支援助成金

① 特定訓練コースの見直し

中高年雇用型訓練については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

実践的な職業訓練を通じた人材確保を図るため、正社員として新規に雇用された中高年齢者（45歳以上65歳未満の者）を対象に雇用型訓練（OJTとoff-JTを組み合わせた訓練）を実施した事業主に対して訓練経費等を助成する。

若者雇用促進法に基づく認定事業主に対する助成率の引上げについては、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

若者雇用促進法に基づく認定事業主を支援するため、該当する事業主が人材開発支援助成金の特定訓練コースを利用する場合に、通常の助成率より高率の助成をするもの。

特定分野認定実習併用職業訓練のうち、企業連携型訓練及び事業主団体等連携型訓練については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

特定分野実習併用職業訓練（建設業、製造業及び情報通信業において企業内での実習（OJT）と、教育訓練機関などでの座学等（off-JT）を組み合わせた訓練）について、複数の企業や、企業と事業主団体が連携して訓練計画立案・実施し、費用負担する企業や事業主団体それぞれに助成をするもの。

② 教育訓練休暇付与コース（長期教育訓練休暇制度）の見直し

長期の教育訓練休暇制度について、支給要件の緩和（教育訓練休暇の取得日数の下限を120日以上から30日以上に変更）を行う。

【現行制度の概要】

長期の教育訓練休暇制度を導入し、120日以上休暇取得実績が生じた事業主に対して助成する。

《支給額》

経費助成：20万円<24万円>

賃金助成：6,000円<7,200円>/人・日

※ 賃金助成は有給で休暇を取得した場合に支給。1人につき150日間が上限。

※ 被保険者数が100人未満の事業主は1人、100人以上の事業主は2人が上限。

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

2. 東日本大震災に伴う特例措置

一般訓練コース及び特定訓練コースの福島県に所在する事業主を対象とする特例措置については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

令和2年度までの暫定措置として、福島県に所在する事業主に対する一般訓練コース及び特定訓練コースの支給については、次のとおり助成率及び助成額を引き上げる。

《特例措置》 () 内は中小企業事業主以外

| | 経費助成 | 賃金助成 | OJT 実施助成 |
|--------------------------|-----------|-------------|-------------|
| 一般訓練コース | 1/2 (1/3) | 800 (400) 円 | — |
| 特定訓練コースのうち認定 実習併用職業訓練 | 1/2 (1/3) | 800 (400) 円 | 700 (600) 円 |

(参考)

《令和2年度原則》 () 内は中小企業事業主以外

| | 経費助成 | 賃金助成 | OJT 実施助成 |
|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 一般訓練コース | 30/100 | 380 円 | — |
| 特定訓練コースのうち認定 実習併用職業訓練 | 45/100 (30/100) | 760 (380) 円 | 665 (380) 円 |

3. 認定訓練助成事業費補助金

(1) 認定訓練助成事業費補助金の特例措置の延長

東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについては、令和4年3月31日まで延長する。

【現行制度の概要】

令和2年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げる。

建設又は介護事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置については、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

人手不足分野（建設・介護）の認定職業訓練について、国と都道府県の補助額の合計が補助対象経費の2/3又は国の補助対象基準額により算定して得た額のいずれか低い額に満たない場合、その不足額を補助する。

令和元年度台風第19号により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについては、令和2年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

令和2年度までの暫定措置として、令和元年台風第19号により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げる。

人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

| 支給対象となる訓練 | 対象 | 助成内容 | 助成率・助成額 注：()内は中小企業事業主以外 | |
|-------------------|-----------------|---|---|---|
| | | | | 生産性要件を満たす場合 |
| 特定訓練コース | ・事業主 ・事業主団体等 | ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成 | OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人 | OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人 |
| 一般訓練コース | ・事業主 ・事業主団体等 | ・他の訓練コース以外の訓練 について助成 | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人 |
| 特別育成訓練コース (※3) | ・事業主 | ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成 | OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人 | OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | ・事業主 | ・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成 | 定額助成：30万円 経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人 | 定額助成：36万円 経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人 |

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

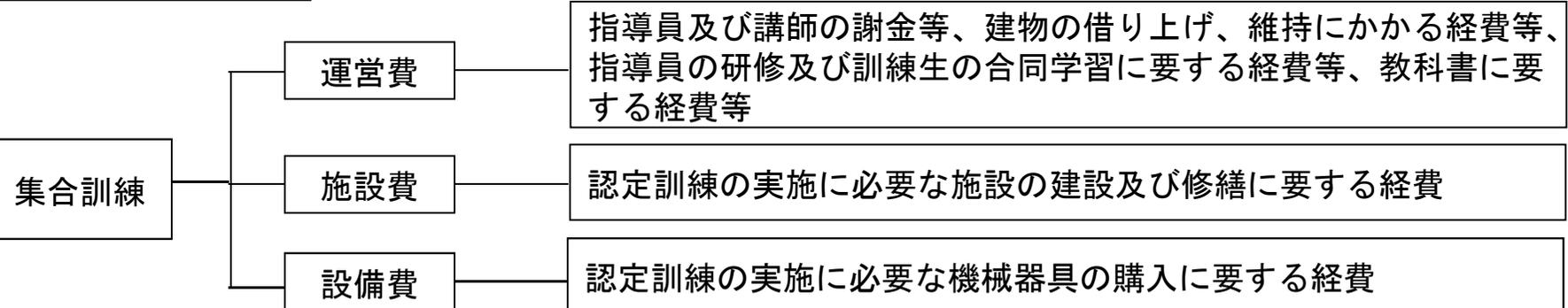
認定訓練助成事業費補助金

- 事業主等が行う職業訓練のうち、公共職業訓練と同等の基準に適合しているものについて、都道府県知事は事業主等の申請に基づき認定することができる。
- 認定職業訓練を行う中小企業事業主等に助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2を補助。

補助の主な要件

- 長期の訓練課程
中小企業事業主等に雇用されている者等、補助金の交付対象となる訓練生が、単独訓練にあつては3人以上、共同訓練にあつては1訓練科につき3人以上であること。
- 短期の訓練課程
中小企業事業主等に雇用されている者等、補助金の交付対象となる訓練生が、1訓練科につき1人以上であること。

補助の分類



補助の体系

